

サービス推進室

サービス推進室では、医療事故・訴訟等に関連する記事を、国内・海外の契約先へニュース配信を行っている会社からの有料配信記事、全国紙・地方紙の紙面及びインターネット上の記事から毎日収集し、再構成した内容を「医療事故・訴訟等関連情報 月報*」として掲載しています。

「医師の診断、手術に納得できず訴訟」

大学病院で1997年、肩の腫瘍を悪性と診断され必要のない手術を受けて神経損傷し後遺症となったとして男性（50代）が損害賠償を求めた訴訟の判決で、裁判所は800万円の支払いを命じた。

判決によると、検査結果から悪性疑いと診断したことは相当で、手術自体は違法ではないと認定。その上で、神経損傷を予防する措置を医師が講じなかったとして、「病院側に過失がないとはいえない」と判断した。

病院側は「判決文を精査した上で対応を検討した

ったのは医師らの分娩時の誤った判断が原因」として、損害賠償を求めた訴訟の判決で、1億8千万円余りの支払いを命じた。

病院側が控訴期限までに控訴しなかったことから、支払いを命じた判決が確定した。

「新生生前診断 無認定医院の医師ら3人処分」

新生生前診断を無認定で実施した問題で、日本産科婦人科学会は学会の指針に反したとし、医師1人をけん責、2人を嚴重注意処分とした。

新生生前診断は遺伝カウンセリング体制の整備などを条件に実施施設を認定、現在77施設で行われている。